

N・チェムバレンの宥和政策とフランス安全保障

北島 平一郎

一、ベルサイユ体制への反撓

ここでとりあげるN・チェムバレン(Neville Chamberlain)英国首相の対独宥和政策とは、ミュンヘン協定の成立¹一九三八年九月三〇日²に関するそれである。しかし一般的にいつてこの第一、第二兩大戦間の英国の対独宥和は、ベルサイユ条約成立以来追及されたものといえる。広くいえばロカルノ条約の成立(一九二五年一〇月一六日)さえこれに含まれるといひ得る。そして勿論、ドイツにおけるヒットラー政権の樹立以来、ナチス・ドイツの露進による、その国際連盟、軍縮会議脱退、五五万国軍の創設、徴兵制導入、ドイツ空軍の創設(ベルサイユ条約軍事条項破棄、ラインランド進駐、ロカルノ条約破棄、ドイツによるオーストリア併合³等の黙認もこの意味から、間違いのない宥和政策であったといえる。そしてこの宥和政策はこの時期勿論ひとり英国のみによって展開されたものではなく、フランスによっても、主としてイタリヤ・ムッソリーニ政権に対して広く行われた。更にスペイン内乱に対する英仏両国による非干渉委員会(Nonintervention Committee)に参加した独仏両国が、これを屢々侵犯した行為を、

英仏側が不干渉を名目に放任した行為も宥和の中に含め得られるかもしれない。かくして、實際、英国ならびにフランスが、二大戦間にとりきった対独伊政策は、一貫して宥和のそれであったといつて過言ではない。

しかしここでは宥和政策をこの様な意味にとらず、これを「ドイツに対し、確たる反対給付の約束をとりつけず、ただ将来の漠然たる友好をあてにして、ヒットラーの要求を認めてゆく⁽²⁾」という政策の意味に解して、宥和政策の限定を行うこととする。そしてN・テムバレンの宥和政策を、ミュンヘン協定を中心としたものに限って、この宥和政策の起つてきた欧州における政情、そして主としてフランスの情勢について考察してゆくこととする。

ベルサイユ条約の非違を是正する

ベルサイユ条約がドイツを痛めつけ、再起不能に陥らせる如き過酷な平和条約となつたことは、特にこれを一八一五年のウィーン解決と比較すると明瞭である。後者においては、第一パリ平和条約はフランスに賠償を課さず、領土も削るどころか、一七八九年国境を少しくこえるほどの決定であり、更にナポレオン一世が各国から奪取した美術コレクションの返還さえ要求されなかつたのであつた。これはナポレオンのエルバ脱出によつて事情変更となり、ワテルローの後、第二パリ平和条約においては、流石に領土を若干削られ、賠償金七億フランを課せられることとなつた。⁽³⁾

しかしベルサイユ条約においては敗戦ドイツの取扱いは、きびしさを極め、領土は、オイペン、マルメジ、アルザス、ロレーヌ、ダンチヒ、ポーランド廻廊、上シレジア、メメルを奪取され、また海外植民地をすべて剝奪された上、軍備は一〇万人、一二年間の傭兵制、軍艦一二隻、大砲、航空機、潜水艦保持の禁止、独塊合邦嚴禁、賠償等となつたのであつた。特にベルサイユ条約は、戦後平和の大道となつた民族国家主義に、真向から抵触し、上シレジアは人民投票でドイツ帰属となつたのに、フランス、ポーランドの強請で、投票数によつて独ボ間に分割されることと

なり、またチェッコスロバキアには、三百万人のドイツ人がその住居地と共に帰属せしめられたのであった。⁽⁴⁾賠償の過酷さは言語に絶し、一九三〇年採択のヤング・プランでも、ドイツは一九八八年まで賠償を支払いつづけることとされたのであった。⁽⁵⁾

当然これには反撥が起る。ドイツでは一九一九年六月二八日、ベルサイユ条約受諾を期限四時間前に議会の大激論の末、漸く決定して、直ちに議会展散となった経緯があった。そしてこれに対し、英国、米合衆国その他において、このベルサイユ条約改訂の機運が生じ、ドイツがこれを目指す限り、これに暗黙の諒解と支持を与える地盤が形成されていったのであった。これが、N・チェムバレン首相による対独宥和政策が発動する必然性を生んだ一つの背景であった。

国際連盟の無力化——集団安全保障の後退

一九三八年となって英仏両国が、ヒットラーの要求に屈した一つの背景は、国際連盟の無力化、もしくは、それへの信頼の消失が、あげられる。国際連盟は米国ウイルソン大統領の提唱によって誕生し、これが国家間の紛争を国際協力——集団安全保障⁽⁶⁾——によって解決してゆくと共に、戦後処理の平和条約が免れ難い、相互うらみの感情と嫉視を年と共にやわらげる媒体となるとされた。

国際連盟はその成立と共に活発に活動し、一九二〇年六月には、ボルシェビキのイラン、エンゼリ港(カスピ海)の砲撃事件を解決したのを手はじめに一九三九年までに、四三件の紛争を取扱い、その一二件を成功裡に解決し、一九九件は国際司法裁判所に提訴か、案件の取下げを導いた。その主なものは、一九二〇年のアーランド諸島帰属問題で、フィンランド・スウェーデン間の紛争を処理し、同島をフィンランドに帰属させた。一九二六年六月五日にはトルコ

説

イラク(当時英国委任統治地)のモースル州獲得紛争に介入し、これを最後イラクに与えた。これについては、トルコが尚この決定に不満で、これを国際司法裁判所に訴え出たが、その結論も連盟理事会決議と同様となった。一九二五年一〇月にはギリシア・ブルガリア国境争い(マセドニア、タルリス、デミルカブ)をとりあげて、希軍のブルガリア侵入という事態を平静にもち来した。⁽⁷⁾

国際連盟初期の活動は、かくの如く、目覚ましいものがあつたが、既に一九二三年には、ムッソリーニのコルフ島砲撃の不満足な解決、南米チャコ紛争、ポーランド・リシア間のビルナ問題の紛糾等、それは早くも種々難問題に達着していた。そして一九三一年、九・一八事変(満州事変)の生起と共に、連盟は日本製肘に失敗し、その連盟脱退を結果し(一九三三年三月二七日)、これに踵を接してヒットラー政権誕生したドイツが同年、同じく連盟を脱退した(一〇月一四日、正式通告は一九日)。一九三五年からのムッソリーニ・イタリアによるアビシニア侵略、同国の連盟脱退(一九三七年二月一日)と事態は続いて、これ以後、国際連盟は全く精彩を欠き、一九三八年には、最早、その存在は有名無実となった感が深かつた。

国際連盟活動の中心概念は、集団安全保障であつたが、連盟の無力化は、当然この集団安全保障の後退を意味した。紛争、もしくは紛争に導かれる問題が起つた時、複数の国家でその平和的処理、解決をはかるという方式が信頼出来ないとなつた場合、国家が難問題もしくは戦争の脅威に達着した時、頼るべき方策は何もない、一九三八年の国際情勢は正にかくの如きものとなつたのである。そして例えばフランスの結んでいた、ベルギー、ポーランド、小協商との相互安全保障条約は、それが正に発動せらるべきその時に、国際連盟の無力化に影響せられて、画餅に帰してゐたのであつた。即ちベルギーは一九三六年一〇月一四日にフランスに対する義務を免れることを宣言し、⁽⁸⁾ポーランドは

ドイツとの間に一九三四年一月二六日、両国相互不可侵条約を締結してフランス時代をドイツ時代へと転換していたのであった。⁽⁹⁾これも一九三八年のドイツの驀進をどこまでも許す原因となる情勢であった。

ナチス・ドイツの驀進

N・チェムバレンが宥和政策に出ざるを得なかったのは、勿論当のナチス・ドイツの果敢な侵略驀進の故であった。その経過は、最初にのべた如く、国際連盟、軍縮会議脱退から、オーストリア併合まで、一連の強行策であるが、ヒットラー・ドイツの侵略策はこの如く特に東方国境に向けられていた(Drang nach Osten)。この東方への進撃は、しかしヒットラーに固有のものではなく、既にワイマール・ドイツにおいても十分に指向せられていたことが注意されなければならない。⁽¹⁰⁾その一つの例証は、ロカルノ条約である。この仏、独、白、ポーランド、チェッコスロバキア間に締結せられ、英伊両国を保障国とした条約は、独仏英伊五国間、独仏二国間、独白二国間国境相互保障条約を含み、ドイツの西部国境に関しては、ベルサイユ条約の確定を現状維持することが、明確にうたわれていたけれど、独東部国境についてはこの如き相互保障条約はなく、ただ独侵略にそなえる仏ポ、仏チェッコ間相互援助条約が存したのみであった。⁽¹¹⁾

このことからドイツは西には決して野心をあらわすことはしないが、東には膨張空間を残し、また、これは西欧の暗黙の諒解を得ていたという理解が生じていたのであった。尚このことについては、ストレーゼマン(G. Stresemann)西欧協調外交も、その裏に東方国境改訂の野望を蔵していたという解釈も行われるのである。

これについて、ロカルノ条約をはじめとするドイツ東方進撃の誘引は、実は西欧列強が推進したもので、これをもってドイツをソ連邦に立向かわせるものとする解釈もあるが、このことについては、ドイツのソ連指向は、資本主義

国と社会主義国のイデオロギー的対立というより、常にロシアそのものが、西欧から疎外されつづけてきたという外交史的理解が優先しなければならぬ。即ち帝制ロシアにおいても、近代史は、そのクリミア戦争における孤立、敗北をまず記録しているし、⁽¹²⁾一八七八年の露土戦争においても、戦勝ロシアは、ベルリン会議で英国のヂズレリー、ソールズベリー (Benjamin Disraeli, Robert G.C. Salisbury) 外交に翻弄せられ、サンステファノに成就した大ブルガリア構想を無に帰せしめられると共に、オーストリアにボスニア、ヘルツェゴビナの占領を許し、英国にサイプラス島の保有を認めなければならなかったのであった。⁽¹³⁾更に一九〇八年、奥匈国によるボスニア、ヘルツェゴビナ併合に当っては、ロシアの抗議、立場は完全に無視され、その執拗な反対も、最後ドイツの恫喝的最後通告にあつてついでてしまふのであった。⁽¹⁴⁾この時は一八九一年、九三年の露仏同盟、一九〇七年の英露協商が既に締結せられ、ロシアと英仏両国との協調が達成せられていたのであつて、これら条約が存在してロシアは尚この状態であり、ここに西欧のロシア忌避、疎外の伝統の強さを見るのである。そしてロカルノ条約以下の两大戦間、西欧によるロシア掣肘外交もこの歴史的直線の上に立って眺むべきものであると考えられる。

ヒットラーの平和外交

ヒットラーはその驀進を平和スピーチという戦術で、隠蔽していた。つまり彼は戦争を忌避すると主張し、平和の維持を訴え、独仏国境の不侵犯を誓約しつづけるのである。ヒットラーは先にみた如き欧州侵攻を継続するのであるが、その時々々の政策として、一方で武力を誇示して最大限の恫喝を行い、今にも明日にも戦争が起るかの様にみせかけながら、一方でここにのべた如き平和提案を行うのである。これがヒットラーの領土獲得外交の変らぬパターンであったことは、これがザール人民投票、ラインランド進駐、オーストリア問題、ミュンヘン会談と続いて、しかも尚

ポーランド問題に及び、一九三九年九月一日の同国侵入、同三日の英仏両国との交戦状態発生 (de jure) の後にも尚この方策をとろうとするところに明瞭にあらわれている。⁽¹⁶⁾ ヒットラーのこの戦術は、その後も、同年一〇月六日の大平和提案となり、結局一九四〇年四月九日のノールウェー作戦開始まで、戦争宣言あって、尚實際戦闘は海上のユーボート小衝突を除いてない、という状態を現出するのであった。

ヒットラーは、例えば、戦争をのろって、三百年の民族の闘争は、血の海を結果しただけで、民族そのものを何も変えはしなかった。もし彼等がその犠牲の一片でも他のもっと賢明な目的に捧げていたら、成功は、もっと大きな、恒久的なものとなっていただろう、とのべ、ドイツは他の民族を征服するどんなわずかな考えももっていない、と宣言する。そして尚、ドイツは嚴肅にザール人民投票の後決定されたフランスの国境を承認し、保障する。このためドイツは二回の大戦争をたたかったアルザス・ロレーヌに対すするすべての要求を放棄し、⁽¹⁸⁾ オーストリアに対しては、その内政に干渉する何らの意図も希望も有せず、ましてやオーストリアを併合し、またアンシュルス (Anschluss) を達成する考えは毛頭ないと断言するのであった。この種の宣言が繰返されるのである。即ちラインランド進駐後の一九三六年三月七日、一九三七年一月三〇日というふうな。そしてチェッコ攻撃に当っては一九三八年九月二三日、二六日と国会で演説して、チェッコに対する領土要求が、ヒットラーの最後のそれであることを繰返し強調するのであった。

こういったヒットラーの言説が、N・チェムパレンにどの程度の影響を与えていたかということ、研究者による具体的な指摘はない。かえって、ヒットラーはその一つ一つの幕進に戦争を決意、予定してい、それがその実、實力を伴わないものであったため、ドイツ軍部がこれに本質的に反対であったという主張もある。⁽¹⁹⁾ しかし、一方で戦争の

脅威を押しつけながら、他方平和の可能性を唱導しつつけるヒットラーの主張が、N・チェムバレンに限らず、当時欧州の政客に力を及ぼさない筈はなく、ヒットラーの国会演説も正に彼等に影響するべくなされているのであるから、これが当時欧州外交の展開に深刻な力を振るったことは疑うすべがないといわねばならない。そしてこの意味においてこのヒットラーの言説が、N・チェムバレンの有和政策遂行に強い誘い水となったであらうことは、十分に想像して可なりと信ぜられる。

- (1) Hitler: Alan Bullock, Bantam edition, New York, 1961, pp. 213-389. encyclopedia of the third reich, Louis L. Snyder, McGraw-Hill, 1976, Anschluss, pp. 7-8.
- (2) The Strategy of Appeasement, The British Government and Germany, 1937-39, Keith Middlemas, Chicago, 1972. 著者^注の書物の冒頭はこの様な有和の定義を下して、研究の範囲の限定を行っている。
- (3) The Map of Europe by Treaty, Political and Territorial Changes, Four Volumes, ed. Edward Hertsllet, C. B., republished, London, 1969, Vol. I, pp. 1-47, 208-295 & 342-371. Histoire Diplomatique de L'Europe A. Debidour, Quatre Volumes, Tome Premier, La Sainte-Alliance, Paris, 1891, pp. 1-96, Traité de Paris du 2 août 1815, p. 72. 第一ノリ条約、国境は、サボイ、ドイツ帝国、オーストリア・ネザールランドのそれぞれ一部とノビヒリオンを含む。トランクセント・ルシマ、モリスシャス、イオニア諸島を除き、英国はナポレオン戦争中奪取したフランス植民地を返還した。尚無賠償であった。第二ノリ条約、マリエンブルグ、ザールブリュッケン、ランダウ、ラウテル河までの領地、サボイ等がオランダ、プロシヤ、ハンブルク、サルジニア等へ譲られた。美術品も返還せられた。
- (4) Explications de Textes Historiques, de La Revolution au XXe S. ed. J.-P. Brunet et A. Plessis, Paris, 1970, Le Traité de Versailles, pp. 419-425. Documents and Readings in the History of Europe since 1918, ed. W. C. Langsam, New York, 1969, The Treaties of Versailles, June 28, 1919 (Extracts) pp. 12-38.
- (5) W. C. Langsam, op. cit., pp. 143-146, 161-162 & 169. 賠償総額、一、五〇〇億金マルク(二九〇億ドル)、これを五九回払う(三十七回、毎年約五億マルク、二二回、毎年約四億ドル支払うとす)。
- (6) Collective security, 国際的相異を消し去るべき、また潜在的侵略者に対し、実力を用いる力を附与された国家結合、も

International Affairs for 1939-1946, R.I.A., London, 1958, p. 351.

- (17) シュネーン条約は戦争を規正することに成功したが、……今後もこの方向に努力が繰返されることが、平和達成の道である。尚各国の指導者にして自己の国民の発展をこい願わない者はないであろうが、このためには国際的な協調こそが必要であり、このためには砲声か唸り、兵士が動員されているという状態では、この様な国際会議の開催は望むべくもない。重要なのは、各国の協調こそそれである……。D. Ger. F.P., Ser. D, op. cit., Vol. VIII, No. 205.

(18) W.L. Shirer, op. cit., pp. 285-286.

(19) Ibid., pp. 372 and so forth.

二、フランスの弱体化

フランスの同盟希求

フランスが両ナポレオン時代の国力と権勢を失って、久しかったが、第一次世界大戦に戦勝国となりながら、国土を戦場としてドイツ軍の鉄蹄に蹂躪され、敗戦国以上の打撃を蒙って意気阻喪してしまったことが、一九三八年、第二次大戦目前となって欧州に宥和政策が起って来なければならなかった一つの必然性であった。

フランスは第一次大戦後、如上の意味からドイツ牽制に懸命となつて、ベルサイユ条約に種々難問を盛りこんで、ドイツの再起を掣肘する政策に出た。即ちドイツ国軍全的縮小、ドイツ帝国解体、巨大賠償賦課等。そして尚フランスはラインランド一五年間の軍事占領とその非武装化を達成して、ドイツ抑圧に万全を期するのであった。⁽¹⁾

そしてこれらの施策を完全化するため、フランスは米英両国との連携を望み、これらとの同盟体制を打ちたてることを希求した。しかしそれはもとより不可能であり、米合衆国は、ウイルソン大統領の創設した国際連盟にさえ加入しない情勢の下で、フランスはその望みを、米英両国との連合の下に、ドイツがフランス攻撃に出ることが起れば、

三国が共同してこれにあたるという三国協定の成立を以て満足しなげばならなかった。しかしこのフランス最低限の希望条約も結局、孤立主義の抬頭して、国際協調と積極外交に全く背を向けた米合衆国において批准されず、英国またこれにならって同じく同協定の批准を拒否して、フランスを失望させることとなった。⁽²⁾

ハンガリー同盟

フランスの弱体化は、同盟希求を必然としたが、米英両国に要求を拒否されてフランスは第二段、第三段の両大国に比べれば弱小同盟を求めるに至る。それはまず一九二〇年九月七日のベルギーとの軍事同盟に結果する。ベルギーは一八三〇年一二月、英仏普墺露五強国保障による永世中立国となつて、爾来百年、實質上、英国によつてその独立中立が保護されてきたが、一九一四年大戦のために独軍の侵入を許してその永世中立は破られる。そういった歴史を持つ、伝統の中立国とさえフランスは相互援助の軍事同盟を締結するのであるが、前にふれた如く、中立希求の強いベルギーは一九三六年一〇月一四日、独軍のラインランド進駐の情勢に耐えられず、仏白同盟破棄という事態につき進むこととなる。⁽³⁾

そしてベルギー同盟と共にフランスは東欧の新興国等と同盟を結ぶに至る。このフランスの同盟希求の態度は独仏国境要塞たるマジノ線 (ligne Maginot) 構築と共に、⁽⁴⁾ 決してフランスの強国としての態度ということは出来ず、その逆の弱いフランスを象徴するものであった。これが二大戦間の欧州政治に不安材料の一つとなる。フランスの同盟はポーランド、小協商との間に締結されることとなるが、その前にハンガリー処遇の問題があった。

フランスは第一大戦終結時、尚墺匈国をその国策上、大国として維持することを考えた。それは欧州バランス・オブ・パワーの必要上から出た考えであったが、それと共に墺匈国が、ドイツを掣肘することが出来るという期待から

もきていた。そして奥匈国解体後、フランスは尚ハンガリーと結んで、経済的進出をはかる上からダニエーヴ連合の構想をもて遊んだ。⁽⁵⁾ハンガリーは戦敗国として縮小された国土回復に当然野心を有したが、奥匈国解体の中から生れたユーゴスラビア、チェッコスロバキアに領土的欲求をもち、またルーマニアに奪われた広大なトランシルバニアには強い眷恋を感じていた。⁽⁶⁾そしてハンガリーは当然歴史的友好国ポーランドに接近する。これが、ミュンヘン協定後のチェッコスロバキア解体の際、ハンガリー、ポーランドがそれぞれカルパト・ウクライナとテッセンをそれから奪取することとなる所以であった。

こうして仏ポ匈三国同盟の企画が生じるが、これは、勿論新興国やルーマニアに庄迫となると共に、ロシアに対抗するものと考えられ、むしろドイツにとってはこれらの意味から歓迎すべきものとさえなると予測された。

小協商の端緒

フランスのハンガリー接近は、当然、その解体の中から生れ出たチェッコスロバキア、ユーゴスラビア、そしてルーマニアに大きな猜疑と危惧感を抱かせた。既にこれら三国は、パリ平和会議の時点から緊密な結合の方向へ活動していた。一九一九年一月二日のユーゴスラビア、チェッコスロバキアの軍事同盟は、⁽⁷⁾その共同防衛意思のあらわれであった。ハンガリーのベラ・クン(Bela Kun)政権の時、これはルーマニア占領軍に攻撃をしかけ、逆に大敗してルーマニア軍はブタペストへ侵入した。ルーマニア、ハンガリーの敵対は、こうして治癒し難いものとなってゆく。

フランスはこの時期、反ドイツであると共に反ソ連で、ポーランドをたすけ、ソ連を制圧することに精力を使った。ソポ戦争は、フランスのウエイガン(M. Weygand)将軍の指揮を得て、最後ポーランドの勝利に帰した。⁽⁸⁾フランス

はソ独両国に対抗するため、ハンガリーとルーマニアを自己陣営に参加させることを企図したが、それは前述の理由から不可能事であった。こうした情勢、ドイツのカップ一揆、そしてハンガリーの平和条約改訂派、復辟派の蠢動等から、後の小協商三国は緊密化をはかり、ルーマニアは、外相イオネスク (Take Ionescu) からユーゴスラビア、チェッコスロバキア結合に参加することを約束し、一九二〇年八月一四日には、後者の二国は防衛同盟締結の挙に出て、対ハンガリー平和条約の維持誓約、ハンガリー侵略性の指摘を行った。これは、ソポ戦争の時、ハンガリーが、チェッコ領土を通過してポーランドに來援するという噂が流れたことも一原因であった。フランスはこれら三国の結合に反対であったが、それは、小協商の成立が、フランスのダニューブ経済圏構想と衝突する見通しであったこともその理由であった。

しかしこの時点で、フランスに反省が起る。特に言論界において。そして親ハンガリー、反小協商の政策が、フランスの東欧バルカンにおける勢威失墜につながるという議論が有力となった。パレオローグ (Maurice Paléologue) 外相は、ベネシユ (Eduard Beneš) パシッチ (Nikola Pašić) に小協商の暗躍に警告し、またハンガリーにも反小協商外交を改める様申入れた。チェッコスロバキアにおいては伝統の親仏感情が消え、フランス軍事使節の縮小も問題とされたが、ベネシユの親仏経済外交がこの危機を救った。ベネシユは経済外交が政治的良好化の有力手段となることを信じる政治家であったが、この時フランスのチェッコスロバキアにおける砂糖買付けに特権を附与し、織物工業、製紙工業への仏資本の導入、またブラーグの統一機械工場を仏企業の支配下に組み入れることをはかり、また種の銀行提携を成就したのであった。この結果、フランスの親チェッコ政策は旧に復し、小協商の成立は仏ソ両国間の媒介物として有用であるという議論がなされるまでとなった。

こうして仏チェッコ両国は一九二〇年秋より、通商協定の締結を目指して話合いに入り、一月四日、これを成就した。但しフランスは最惠国待遇をチェッコスロバキアに与えず後者の待遇はそれに準ずるものとされた。一九二一年三月には、しかし、フランス関税の対チェッコ高騰はなかつた。フランスの親チェッコ外交は、親ハンガリーのパレオログ外相が、ベルセロット (Philippe Berthelot) 外相に変わったことで一段と促進される見通しとなった。⁽¹⁰⁾

ポーランドと小協商

フランスの反独、反ソ態度は、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー同盟の企図となつたが、この構想は如上の意味合いから実現全く不可能となつた。しかし反独、反ソの点でフランスと外交姿勢を同じくするルーマニア、ポーランドが、この線上で活発に活動する。ルーマニアは一八七八年露土戦争以来、ドブルジャ、ベッサラビア問題でロシアと対立を続け第一大戦後、ベッサラビアを獲得したことで、対ソ警戒を一層強めねばならなかつた。⁽¹¹⁾ こうして有能の外相イオネスクは、一九二〇年一月より欧州各首都を歴訪し、小協商にポーランド、ギリシアを加えるプランを實現しようとする。その構想は、小協商を単なる反ハプスブルグ機関とせず、これを拡大安全保障機構として、露独伊間に存在する強力なそれとなそうだったのであつた。仏大統領ミラン (A. Millerand) は、これを受けて仏ハンガリー結合を完全に否定するに至り、一〇月三一日には、ベネシユ・イオネスク・コミュニケが同様の内容を声明した。フランスの安全保障構想は、ハンガリーをはなれるが、尚ポーランドに執着する。ポーランドは、その分割によつて露独塊と敵対的であり、ナポレオン一世の關係以来フランスとは友好的であつた。この歴史図は変わらず、ソポ戦争にとにかく勝利をおさめたポーランドは、フランス防衛線の中核とならねばならなかつた。ベネシユは一旦ポーランドとの結合は、ロシアよりの脅威をすべて除去し得るといふ意見を開陳するが、テッサン問題の領土争い、ソポ戦争

時の態度等よりして結局ポーランドはチェッコスロバキアに接近し得なかつた。チェッコの意図が、ポーランドをハンガリーから引きはなすことにあるという危惧もポーランドのチェッコ友好を妨げた。フランスがチェッコスロバキアに働きかけて、対ポーランド結合をはかったという証拠も見出せないとされている。チェッコスロバキアは右述の理由の他、そのポーランド接近が、ソポ領土争いにそれをまきこむことになる点と、チェッコ、ポーランド接近が、露独英の反感を醸生することをおそれた点もかえりみられるところである。

一九二〇年一月はじめ、イオネスクはワルソを訪れ、ルーマニアのポーランド接近とチェッコ問題を提起したが、これも結局成功しなかつた。

ポーランド自身の安全構想として、フィンランド、バルチック国家、ハンガリー、ルーマニアとの同盟、更にはまたチェッコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア、ギリシア、そしてハンガリー、ブルガリアを加える雄大なそれが打出されたこともあったが、右述の如き實際経過を辿ってこれらの構想はすべて実現しなかつた。

こうしてルーマニアは、チェッコスロバキアと一九二二年四月二三日、ユーゴスラビアと六月七日、それぞれ同盟条約を締結して、ここに明確に小協商を結成し、ポーランドとは三月二一日同じく同盟条約を締結して、イオネスク外交の面目を高めたのであった。しかし結局、バルカン大同団結の同盟構想は、かくの如く実現するによしなく、各国の歴史と利害関係から国家間結合は、その立場を同じくしながら、しかも分裂的なものとならざるを得なかつたのであった。⁽¹³⁾

ポーランド問題

フランスは当初の東方同盟構想は破れ、ポーランドに単独接近する。その理由は先にふれたが、フランス内には、

しかし仏ポ同盟に反対する有力意見も存在した。特に軍部のフォッシュ元帥 (Marshal Foch)、ウエイガン將軍はその代表であった。彼等の意見は、ポーランドには確立された政策なく、国境なく、組織的軍隊もなく、健全な敗政も存在しない。同盟はフランスに負担となるべしとするもので、またワイトス政府 (Witos) に不信を表明し、更にポーランド軍には失望をさえ表出し、ピルスズキー (J. Piłsudski) は素人であってしかも冒険家で危険極まりないというのであった。

同盟を求めるポーランドの側にも、仏ポ接近に反対する意見があり、それらは、フランスが親ソ派であること、テッセンをポーランドから奪ったものはフランスであること、フランス内には、尚カーゾン線をもって、ソポ国境と目している有力意見があること等を理由とするものであった。しかしこれらの反対は、時局上具体化せず、フランス内の同盟賛成派は、大統領ミルラン、新首相兼外相ブリアン (Aristide Briand)、参謀総長ブアー (general Edmond Buat)、陸相バルトウ (Louis Barthou) 等を数え、ポーランドでも議会 (sejm) がこれを推進し、ピルスズキーも同盟賛成派となつて、仏ポ同盟は一挙に促進され、一九二一年二月二日、ピルスズキーのパリ訪問、一九日、仏ポ同盟条約調印、二日後に秘密軍事協定締結、一年後に両国経済協力協定の成就と話は進んで、両国緊密化は完成した。⁽¹⁴⁾ピルスズキーは、パリにおいて、欧州における安全保障と平和の維持、促進、仏ポ両国利害の一致を獅子吼した。⁽¹⁵⁾

仏ポ同盟

仏ポ政治協定 (Convention politique franco-polonaise du 19 février 1921.) の内容は、次の如くであった。前文は、両国が欧州の平和、両国の領土 (Territoire)、政治的、経済的利益の防護を望ましいものとし、一条において両国は各条約、国際連盟の精神と、規約にのっとつて、平和への努力において、両国に關係する外交政策上のすべての

問題について協議することをうたった。二条は、経済的發展が国際平和と秩序維持の根本原理であることを鑑み、両国は彼等の経済関係開發の目的上、特別協定と商業条約 (Traité commercial) の締結に努力することを取決め、三条において、両国もしくはその一に対する非挑発攻撃の起った場合、両国は共同防衛の責に任じ、また彼等の正当な利益 (légitimes intérêts) の防衛に共同することを約束した。四条は両国が、中東歐に關する新しい協定に参加する場合、その締結前に、それについて協議することを約束した。以上が仏ポ政治協定において該兩國によって約束せられたものであるが、尚、この協定の効力が、兩國間に商業協約の締結された後に成就する(五条)といふ一条を有するのは、協定二条との関連において、甚だ興味深い。即ちこれは國家間の關係が、經濟的開發、共同を第一義として發展するという、大いに現實的、唯物的原理を公認したものと解せられるからである。こうして國家は、民族國家原理を達成した後は、經濟國家の言説を繁くするのである。

仏ポ秘密軍事協定 (Secrète Convention militaire franco-polonaise) は以下の如き内容を有した。一条、ドイツの脅威の増大、またはベルサイユ條約維持の必要性が高まった場合、兩國は、急速且つ効果的相互援助を行い、且つ共同行動をとるべき立場にたつ体の軍備強化を行う。ドイツの一国に対する攻撃の場合、兩國は相互援助を行う。二条、ポーランドがソ連に攻撃された場合、フランスはドイツを、陸海空において牽制し、且つソ連防衛に以下の援助を行う。三条、一、二条にいうフランスのポーランド援助は、戰爭資材 (Equipment de la Guerre)、技術使節 (Mission technique) の送致を意味し、仏軍を意味しない。これはまた、仏ポ間の海上通交線の確保を行うことを含む。四条、ポーランドは、フランス型の歩兵三〇師団、騎兵九旅団、その他を保持する。五条、ポーランドは、その軍隊裝備の特別計画に従い、フランスの援助を受けて、戰時産業を發展させる。六条、兩國參謀本部の継続的協議。

七条、ポーランド内仏軍事使節、フランス内ポーランド士官の効率化のための施策を行う。この軍事協定を得て、仏ポ同盟は、強力となったが、両国非挑発戦争の場合の軍事援助は何ら規定せられなかった。この軍事協定も、政治協定同様、仏ポ商業条約の締結をその効力発生の条件としていた(八条)。

論 上部シレジア

フランスはポーランド同盟を得るや直ちにポーランドに懸案となっていた、上部シレジアの帰属問題に深くかかわって、この新同盟者のために火中の栗を捨うこととなった。先にふれた如く、上部シレジアについてはこの帰属をドイツ、ポーランド、いずれに決するかが人民投票に問われることとなり、それが、一九二一年三月二〇日、実行せられた。結果は、八四四地区がドイツ、六七八地区がポーランドとなり、投票得票数は、ドイツ、七〇万七千六〇五、ベルサイユ条約の規定が、「各地区の多数に従った分割」を指示しているとして、ポーランドと共に、上部シレジアを投票数、地区数に従った独ポ両国間分割を主張した。これは勿論、「規定」の読み方の問題であったが、フランスは分割を主張し、英国のドイツ支持にさえ、真向から対決して、最後、この問題を連盟裁定にまかすという線を打出し、これを関係国間に承認させた。

連盟の採決は、一〇月一二日に出され、この結果、ドイツはその得票の六一・三パーセントの地域を得ることとなり、ポーランドはその五八・八四パーセントを獲得するという「分割」が決定された。こうして仏ポ両国は新同盟の堅固さを内外に誇り、その効用を大いに謳歌したのであった。⁽¹⁸⁾

仏ポ同盟に刺激せられた大きな事件は、ポーランド、チェッコスロバキアの接近であった。この両国は先述の理由

から、結合不可能と思われたが、四囲の情勢から、ポーランド外相スキルムント (Konstanty Skirmunt) とヘネシエの間で協商が促進せられたのであった。ポーランドは再生国として、ロシア、バルカン半島からする汎スラブ主義の包囲に対抗するべく、またウクライナ分離運動の基地としてチェッコが作動しない様にとり要請からチェッコに接近し、それに東方市場の開放と、ポーランド内スロバキア・イレデンチズムの抑圧を申出て、両国結合を働きかけたのであった。

チェッコは、ポーランドの膨張主義、テッセン問題、ハンガリーと結んでのチェッコ圧迫等の理由から、ポーランドと対抗的であつたが、この態度を變じ、駐チェッコ・ポーランド大使ピルツ (E. Pilz)、駐ポーランド・チェッコ大使マクサ (P. Maxa) 等の活躍もあつて、両国は一九二一年七月から協商交渉に入り、一〇月二〇日、商業条約、一月六日、政治協定の締結に成功したのであつた。その主たる条項は、戦時の中立、チェッコは東ガリシアに無関心であり、ウクライナ組織の解散を約束する。両国は相互に小協商と仏ポ同盟、ポーランド、ルーマニア同盟を尊重する。通商協定、仲裁条約の締結に同意する、等であつた。¹⁹⁾

フランス、チェッコ接近

フランスの東方同盟は次にチェッコスロバキアに向う。その政治協定の締結は一九二四年一月二五日となるが、これは一九二三年度は、フランスが悪名高いルール占領にあげられたためであつた。フランスは一九二三年度末から、一九二四年はじめにかけ、精力的に東方同盟を推進する。そしてポーランドに四億フラン、ユーゴスラビアに三億フランの軍事援助(信用供与)をさへ提供した。フランスの主張は、年来、軍縮には、それに先だつ國際的安全保障の確立が必要であるといふもので、連盟規約二二条を強化して、地域協定を通じて、安全保障の確立をはかるべしとす

説 するものであった。この主張はチェッコスロバキアもこれを分ちもった。この点、英国、カナダの事情変更原則、一九

条尊重、また軍縮なければ安全は確保出来ないという主張と正面から対立していた。

フランスとチェッコスロバキアは、この時連盟内で、この種類の安全保障を確保せんとして、英国に働きかけ、第四回連盟総会で、決議第一四を得て、結局これがフランス、ポーランド、チェッコスロバキア等の相互援助条約とな

り、一般安全保障と地域協定、そして軍縮とを結合するものとして大いにその効用を自画自讃した。しかし結局最後、英国の反対にあってこのプランはついでにやめた。一方、連盟の無力さのきざしは、先述の如く、一九二三年八月起つたコルフ島事件に早くもたゆたっていた。

フランスとチェッコスロバキアの關係は、後者の建国当初より緊密であったが、後者は、フランスの臣従国という印象をさけるのに懸命であった。フランスのチェッコ軍事使節團も、その性格は全く技術的なものとされた。仏チ両国の經濟關係も密接であったが、チェッコの対仏輸出は漸減さみで、一九二三年八月一七日、両国は通商条約を締結し、それぞれ一五〇品目をえらんで、その関税を引下げ、ヌランスは尚、三〇〇品目に、これにつき特別低減を行うことを約束した。こうして両国商業關係の發展がはかられ、一九二三年一〇月、両国結合の機運が熟し、マサリク大統領、ベネシユ外相のバリ訪問となつて、この時点から両国同盟が交渉の場にのぼり、一九二四年一月二五日、仏チェッコ同盟条約の締結が成就された。⁽²⁰⁾

仏チェッコ同盟条約

前文に連盟規約によつて確認された國際協定の原則を尊重し、平和の保持を願望することをうたい、次の如く八か条を取決めた。

一条、締約国の安全、平和条約によって造出された状況が脅威された場合、締約国は協同する。二条、締約国は彼等の共通の利益が脅威された場合、相互にとるべき手段につき協議する。三条、締約国は、サンゼルマン条約、一九二二年のゼネバ議定書を世界平和の観点から尊重し、これらの原則侵犯の脅威が起った場合、とるべき手段につき協議する。四条、締約国はハブスブルグ家復辟阻止の原則(大使会議宣言、一九二〇年二月三日、一九二二年四月一日。ハンガリー政府宣言、一九二一年一月一〇日)を遵守することに失敗して、その利益が脅威にさらされた場合、協議する。五条、締約国は、ドイツにホーヘンツォルラーン(Hohenzollern)家の復辟をはかる試みの起った場合、平和維持のため、共同行動をとることに同意する。六条、連盟規約の原則との一致において、締約国は、その将来の紛争が友好協定、外交交渉において解決不能の場合、これを常設国際司法裁判所に提訴し、もしくは仲裁手続にかけることに同意する。七条、締約国は、彼等の中欧に関する協定を相互知照し、また将来のそれらは、締結前に協議する。この件につき、締約国は、当条約が前項の協定、仏ポ同盟条約、チェッコとオーストリア、ルーマニア、ユーゴスラビア間協定、チェッコと伊政府間交換覚書(一九二一年二月八日)等と矛盾しないことを宣言する。八条、当条約は、連盟規約一八条との一致において国際連盟に通達される。^(註)

こうしてフランスとチェッコスロバキアの結合は完成したが、この条約の内容が示す如く、両国協同は甚だ緊密であることが知れる。しかし条約に「同盟」の名が冠せられてあるが、両国は平和と彼等の利益の侵害の起った場合、協議し、共同行動に出ること以外、何らの軍事的共同行為についての約束がなされていない。このことが、注意されなければならない。従ってポーランドの場合と異なり、この条約には、何らの軍事協定が附加されることがなかったのであった。ここにもチェッコスロバキアが、フランスとの同盟において、あくまで、その独自の立場を尊重、貫徹

説 することの意識が明瞭にあらわれていたのであった。⁽²²⁾

かくフランスは英米両国との連合失敗以来、東欧に同盟を求めて、ここにみた如き種々のそれらを形成することが出来たのであった。しかしこれら苦心の同盟、協商も先にふれた如く、ヒットラーの抬頭によって、その効力を發揮する前に自然解消の形となって終ってしまふ。そして最後まで残ったチェコスロバキアは、無惨にも、フランスの

同意の下にヒットラーの餌食となつて解体されてしまふのであった。こうした情勢、弱いフランスの同盟希求とその崩壊のプロセスも、N・チエム・ハレンの宥和政策の出現を必然化させた有力な原因といわなければならぬのである。

- (1) *Les relations franco-allemandes, 1815-1975*, Raymond Poidevni, Jacques Bariéty, Armand Colin, Paris, 1977, pp. 226-234.
- (2) J. Néré, *op. cit.*, p. 10. *Great Britain, France and the German Problem, 1918-1939*, Frank Cass, 1971, p. 39. 一九一八年一月四日、第一大戦休戦前、仏フォッシュ・マンタン (Philippe Pétain) 両元帥は、休戦後の仏軍によるライン河西岸とその東岸橋頭堡 (Tête de pont) の占領をワイルソンに申入れている。
- (3) J. Néré, *op. cit.*, pp. 96-98.
- (4) *To the Maginot Line*, Judith M. Hughes, Harvard Univ. press, 1971, pp. 195-207.
- (5) *France and Her Eastern Allies, 1919-1925*, Piotr S. Wandycz, Univ. of Minnesota press, Minneapolis, 1962, pp. 187-189. ポール・ボンクール (Paul-Boncour) の様な親ハンガリー政策の批判派も、ダニューブ経済連合が、その地域の安定に大きな貢献を果すことが出来るという意見であった。
- (6) J. B. Duroselle, *op. cit.*, p. 36. フランスは結局ハンガリー同盟から後退するが、その原因の一つは、同国の戦後急速なオーストリア離れから結果した左翼政権化、メラ・タン赤色政権の樹立等がこれに影響した。
- (7) *Traité d'alliance tchéco-yugoslave, Vingt Ans d'histoire diplomatique, 1919-1939*, Jacques Chastenet, Milieu du Monde, Genève, 1945, p. 40.
- (8) *Traité de Riga, 1921年三月一八日*、これによってピルスズキー (Jan Pilsudski) は、ソボ国境を押し広げ、これをカーン線 (ligne Curzon) から一五〇哩も東に食いこんだ線に決定することに成功したのであった。J. B. Duroselle, *op. cit.*,

- pp. 52-54.
- (9) *Traité d'alliance roumano-yougoslave, Traité d'alliance tchéco-roumain, 7 juin et 23 avril 1921. The Major International treaties*, op. cit., pp. 120-121.
- (10) *Piotr S. Wandycz*, op. cit., pp. 193-201.
- (11) *Histoire des Grandes Puissances, 1919-1947, Maxime Mourin, Payot, Paris, 1947*, pp. 340-341. シュカランは一九一八年一月二八日、ルーマニアによって占領され、併合された。ソビエト政府、白ロシア (Russes blancs) 共にこれに抗議したが、空しかった。
- (12) *Traité d'alliance polono-roumain, 21 mars 1921.*
- (13) *Piotr S. Wandycz*, op. cit., pp. 201-207.
- (14) *Traité franco-polonais d'assistance mutuelle, 19 février 1921. J. Néré*, op. cit., pp. 39-41. 仏ポ同盟の直接効果は、上部シレシヤのポーランド帰属であった。ここは重要な石炭産地を含んでおり、これがポーランドにわたることによって、それは農業国の地位から脱却出来ることされ、反対にこれがドイツにわたれば、フランスの不安は一層増大するとされた。
- (15) *Piotr S. Wandycz*, op. cit., pp. 213-225.
- (16) *Major International Treaties*, op. cit., p. 116.
- (17) *Ibid.*, pp. 116-117.
- (18) *German-Polish Relations, 1918-1933, Harold von Riekhoff, John Hopkins Press, Baltimore*, pp. 39-51. ポーランド側は人民投票の前に、既成事実を作るという含みで、五月二日、ゼネストを炭鉱地域に命じ、それはポーランド側人民投票委員コルファンチ (Korfanty) がポーランド領と認定した地域に、またたくまに広がった。これが投票地域の三分の二にまで及んでいたのであった。
- Piotr S. Wandycz*, op. cit., pp. 225-237.
- (19) *Ibid.*, pp. 238-292. ポーランド、チェッコ接近には領土問題もあり、一九二二年六月より、ポーランドにヤボリナ (Javorina) をチェッコに、ニェシカ (Nedca) とフヘルスツェン (Fulsteyn) を交換譲与する合意がなされたが、これがなかなか実現せず、最後一九二四年三月一二日、連盟がヤボリナをチェッコスロバキアに与えて終結した。
- (20) *Ibid.*, pp. 292-311. *Jacques Chastenet*, op. cit., pp. 140-141, depuis le 25 janvier 1924, France est liée à la Tchéco-slovaquie par un traité d'amitié et d'arbitrage, depuis le 16 octobre 1925 par un traité d'assistance mutuelle.

(21) Major International Treaties, op. cit., pp. 117-118.

(22) Judith M. Hughes, op. cit., p. 85. 一方、チェッコは、ポーランドと異なつて、フランスと軍事同盟をもたなかつたが、フランスの指示に従つて動員計画を策定した、ということがあつた。そしてチェッコ参謀本部は、ブラーグ駐在の仏軍事使節団長によつて統轄されていたが、これがプランNを準備した。これはドイツへの軍事的侵入を要求するもので、その目的は、ババリアにおいて、仏軍と結合するためのものであつた。

三、フランス軍事プラン

専守防衛論

フランスが戦勝国でありながら、戦敗国の如き痛手を、第一大戦から蒙つたことは、前にふれたが、この結果物心両面にフランス国民が陥つた苦悩と戦争忌避の態度は、まことに甚しいものがあつた。その一つのあらわれがフランスの東方同盟希求となるが、そのもう一つの影響が、フランス軍事プランにおける専守防衛論の抬頭と盛行であつた。フランスはマルヌで二度救われた、一はロシアによつて、その次は米合衆国によつて、という言葉は、第一大戦における仏軍戦況を端的に物語っている。最初の例は、勿論大戦初頭における、仏軍苦戦の状況である。時に一九一四年八月、疾風怒濤の如く、独軍がパリ攻略に殺到した時、パリは風前の灯であつた。しかしこの時、パリ前面に達してこれを東と南西とから包囲攻撃すべきであつた独第一、第二軍は、兵員の不足から、これを実行出来ず、二軍団ともはるかパリの東方に南下して、シュリーフェン・プラン完遂に重大齟齬を来し、仏軍に反撃の機会を与えて、これに名をなさしめ、独第五軍までのエーヌ河撤退を結果してパリは救われたのであつた。この独軍第一敗北は、ロシアの東プロシヤ進撃からひき起されたものであつた。シュリーフェン・プラン⁽²⁾は独欧州二正面作戦遂行に当り、フラン

ス侵入にすべてをかけて、まず全力、パリを攻略し、反転してロシアを討つというものであった。しかしこれを時の参謀総長小モルトケ (Helmuth J. Ludwig von Moltke) が変更し、ベルギー戦線に二軍団、ロシア戦線に二軍団をフランス攻略軍から引き抜いて増強したために、前記パリ攻撃軍に手薄を生じ、パリ征服に失敗したのであった。これがフランスはマルヌでまずロシアに救われたという言説をなされる所以であった。

第二のものは、いうまでもなく、一九一八年三月に起った独軍三月攻勢の仏軍圧迫である。ロシアに突発したボルシェビキ革命によって、所謂東部戦線は破綻し、独軍四〇師団の西部戦線転回が可能となって、独軍は総攻撃を以て再びその前線、マルヌ河に達したのであった。しかしこの時は米国の参戦によって、欧州戦線に派遣されつつあった米軍が威力を加えはじめており、また米国の対連合国援助が莫大なものとなって、結局、独軍最後の大攻勢も失敗に帰したのであった。⁽³⁾ 第一大戦の重大局面における様相はかくの如くフランスにとって苦しいものであり、これが戦勝の後にもフランスに、重苦しい避戦気分と敗北感を強くたどよわすこととなった。

フランス戦後防衛の最大弱点は、その兵員不足であった。第一大戦で壮丁一三五万以上を殺されたことが、人口低減と共にフランスの大きな苦悩となった。更にフランスの産業力が、ドイツに劣ること、そして英国との戦力比較論議がかまびすしくなされる。フランスは英国の如き強大な海軍力を有せず、陸戦の欠を海上封鎖で補う戦略を駆使し得ない。英国の如く同盟国に補助金を提供し得ない。英国は欧州戦場に一派遣軍を送ることによって攻勢を維持出来る。これに反し、フランスは全面戦争を常に戦い抜かねばならない。こうした議論から、フランスには、次の戦争には、フランスは決して単独でそれを遂行し得ない、常に同盟軍の来援を待って戦う戦略以外はたて得ないという考えが一般となるのであった。⁽⁴⁾

論

フランスが東方同盟を開発した経緯は、前述したが、この結成には、フランスがベルサイユ体制の東方解決を遵守する意義も含まれていた、という説もある。即ちこれを以て、東方国境侵犯をはかるドイツを牽制し、あわせてポルシェビイキの同様の野心を封殺する手段としたのである。これがルーマニア、ポーランド、チェッコスロバキア等、反ポルシェビイキ諸国への軍需品、軍事顧問の継続的送達、派遣となり、またソ連⁽⁵⁾ポーランド戦争にポーランド支持となったのであった。

フランスはベルサイユ体制確立と共にベルギーに接近したことは前にふれたが、それはこの英仏両国とドイツ、中欧諸国との中心的戦場となるべき地域を軍事同盟を以て防衛しようというのであった。同じ理由でベルギーが百年以前、永世中立化されたのと比較し、興味深い。ベルギーでは、フランス接近が、それを独仏抗争にまぎこむことを恐れる言説も強かったが、英国のベルギー防護が、問題外となっている経緯等から、仏白同盟論が前面に押し出されてその締結が一九二〇年九月五日、成就された。その仏側交渉者はフォッシュ元帥で、彼は仏陸軍の硬派として強力軍事同盟を求めたが、条約内容は、連合国のラインランド占領期間中、ドイツの侵略的脅威の起った場合、もしくは、その一般的武装化の場合、仏白両国は明確な兵員を提供するとなった。元帥は、この兵員を両国人口に比例した拠出したかったが、これは成功しなかった。またこれ以上の義務提供、準備については、合同参謀本部会議で決定さるべしとのみ規定された。尚重大なことは、ラインランド占領終結後の安全保障で、これには明確な規定がなく、仏白防衛組織の協同が声明されたにとどまったのであった。こうして永世中立国であったベルギーに軍事同盟を課したフランスの実行は、前にふれた如く、他日むくわれることなく終って、欧州の事端を一層複雑化するのであった。⁽⁶⁾

防護戦略

第一大戦後フランス陸軍戦略は、物量を駆使して、出来る限り兵員を温存するというそれとなった。重火器の画期的改良によって、このことが可能とされた。歩兵は重火器の敵拠点制圧が成功した時、間髪を入れず進撃する。この時、多少の犠牲を恐れてはならない。歩兵部隊は常に重火器をあまり遠くはなれて、前進してはならない。そして一敵拠点が制圧された後、次のそれに向って前進する場合、次攻撃に重火器の準備がとこのうことが必須条件となる。即ちあくまでも、敵主要拠点が破壊される前に、兵員の戦闘突入があつてはならないのであつた。そしてタンク戦が重視された。タンクは第一大戦にはじめて出現したが、その発達によって威力を倍加し、これが防護戦術の主役を演じ得るまでとなつた。そして騎兵に代り、まずタンク部隊が緒戦をリードし、歩兵部隊にその前進のためのルートを開くものとされた。

こうした戦略、戦術が仏陸軍の要諦となり、陸軍大学校(Ecole Supérieure de Guerre)でも、この期、こうした戦術のみが教授された。これは第一大戦時の教訓に負うものとされ、所謂「海への競争」によって敵の背後に出ようとした戦術が、お互い、徒に前進を強行して、犠牲を多くしたこと、また米合衆国の兵員と物量供給が潤沢となつた時、はじめて防衛拠点を維持しながら、反撃への準備がなされ得たこと等がその理由として挙げられた。⁽⁸⁾

こうしたフランス戦略から、フランスの士気は著しく低下し、同盟論、防衛論共に、他国に依頼する態度となり、仏陸軍の戦略、戦術もこれに対応するものとなつて、独仏国境にフランス、ルクセンブルグ、ベルギー国境まで、マジノ線なる一大防衛要塞線が構築されることとなつた。これは難攻不落を誇る、近代戦争科学の粋をあつめた建造物

説

と称されるものであった(一九三三年完成)。そしてこの完成が、右述のフランス防衛論議から結果すると共に、これが完成をみて、一層フランスの専守防衛論が促進され、ますますフランスは、戦争論において退嬰的とならざるを得ないのであった。

論

しかもこのマジノ線は、前記三国境から北西方、仏白国境には延長構築されず、その防衛を仏白同盟によって、ベルギーに依拠する政策であった。このため、前記ベルギーの中立復帰によって、この防衛構想、ひいては全フランス防衛プランに重大蹉跌を生じ、フランスの避戦厭戦気風を一層濃厚なものとする事となった。⁽⁹⁾

こうしたフランスの様相、士気の完全なる低下、専守防衛論、同盟論による他国依頼の軟弱傾向等が、西欧側陣営に甚だしき悪影響を及ぼしたことはいうまでもなく、これが、英国の外交を大きく規正したことは否み難く、N・チエムバレンの宥和政策を生み出す一つの大きな基盤を形成したということが出来るのである。

- (1) Judith M. Hughes, *op. cit.*, pp. 49-50 & 55.
- (2) Schlieffen Plan, The German General Staff, Frederick A. Praeger, New York, 1960, pp. 127 and so forth. 独軍のペリ攻略は、このシュリーフェン・プラン変更の結果失敗したというのが、大方の意見となっており、罪は小モルトケ一人に帰せしめられてきた。しかし二正面作戦に失敗するのは、ヒットラーも同様であり、問題は決して一面的に解釈出来ない。
- (3) Short History of World War I, Oxford Univ. Press, 1951, pp. 282-295 & 325-336. 戦線は、オステンドからイーブル、ラオン、ベルダンと半円を描いて、その頂点をバリに向けていたが、ルーデンドルフ(Erich von Ludendorff)はまず北にゆさぶりをかけ、アミアン、イーブルを攻めて戦線を拡大し、反転して南に向い、シュマン・デ・ダムを攻撃してスワソンを陥し、五月末、再びマルヌ河に達したのであった。
- (4) Judith M. Hughes, *op. cit.*, pp. 57-58.

大争闘が起った時、連合国の援助を保障されたものとする事が、フランスの指導者にとって、この期最大の仕事となった。一九二〇年代は、フランスの長期戦略が、戦前より余程危険なものとなった時期であった。

- (5) Ibid., pp. 59-65.
- (6) Ibid., pp. 67-68. J. Néré, *op. cit.*, pp. 202-205. ヘルギーの中立声明は、以後、フランスとの共同をロカルノ条約における義務に限ることとなるが、しかもロカルノ条約そのものが、矢張り、ヒットラーによって破棄される運命となり、フランスを苦境にたたす。ここからフランスによる新ロカルノ協定案が持ち出されるが、ヘルギーの態度は英仏両国の保障は、これをうける準備があるが、ヘルギーからするそれには、反対であるというそれであった。
- (7) James E. Edmonds, *op. cit.*, pp. 188 & 219-220. タンクの最初の出現は、一九一六年九月一五日から二二日にかけての、フレールクルスレット戦で、英軍陣営に四九台があらわれたのがそれであった。この時タンクは一時間に三哩前進するのみで、悪路ではそれが二・五哩に落ちた。機械も屢々故障したといわれる。フランスは翌年四月一六日、エイヌの戦いで、二百台のタンクを使用している。しかし独軍の砲火で、目的地に突入したのはわずかであった。
- (8) Judith M. Hughes, *op. cit.*, pp. 68-81.
- (9) Ibid., pp. 195-207. Jacques Chastenet, *op. cit.*, pp. 67 & 120.